| | |
|---|---|
| | 東京都港区 |
| | 赤坂一丁目及び二丁目、六本木一丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、虎ノ門一丁目、二丁目、三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、四丁目及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、愛宕一丁目及び二丁目、西新橋一丁目から三丁目まで、新橋一丁目から六丁目まで並びに東新橋一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。） |

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を経済産業省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この号において同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

**○国土交通省告示第八百十三号**

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第七条第一項及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第四十七号）による改正後の同条第二項の規定に基づき、対象空港及び当該対象空港の敷地又は区域並びに当該対象空港に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、同法の施行の日（令和八年七月十四日）から適用する。なお、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第七条第一項及び第二項の規定に基づき、対象空港及び当該対象空港の敷地又は区域並びに当該対象空港に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する件（令和二年国土交通省告示第七百四十一号）は、同日から廃止する。

令和八年七月三日

国土交通大臣　金子　恭之

一　新千歳空港

| 対象空港の所在地 | 対象空港の敷地又は区域 | 対象空港に係る対象施設周辺地域 | |
|---|---|---|---|
| 北海道千歳市及び苫小牧市 | 北海道千歳市 | 美々及び平和（いずれも次の図面に示す部分に限る。） | |
| | 北海道苫小牧市 | 字美沢（次の図面に示す部分に限る。） | |
| | | 北海道千歳市 | 青葉八丁目、青葉丘、朝日町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、朝日町八丁目、柏台（次の図面に示す部分に限る。）、柏台南一丁目、柏台南二丁目、美々（次の図面に示す部分に限る。）及び平和（次の図面に示す部分に限る。） |
| | | 北海道苫小牧市 | 字美沢（次の図面に示す部分に限る。） |

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を国土交通省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二　成田国際空港

| 対象空港の所在地 | 対象空港の敷地又は区域 | 対象空港に係る対象施設周辺地域 | |
|---|---|---|---|
| 千葉県香取郡多古町、山武郡芝山町及び成田市 | 千葉県香取郡多古町 | 一鍬田（次の図面に示す部分に限る。） | |
| | 千葉県山武郡芝山町 | 岩山、大里、香山新田及び菱田（いずれも次の図面に示す部分に限る。） | |
| | 千葉県成田市 | 吉岡、木の根、小泉、小菅、駒井野、三里塚、三里塚御料及び天神峰（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、天浪、東峰（次の図面に示す部分に限る。）、十余三及び東三里塚（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、古込並びに堀之内（次の図面に示す部分に限る。） | |
| | 千葉県香取郡多古町 | 一鍬田（次の図面に示す部分に限る。） | |
| | 千葉県山武郡芝山町 | 朝倉、岩山及び大里（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、香山新田並びに菱田（次の図面に示す部分に限る。） | |
| | 千葉県成田市 | 大清水、大室、大山、川上、川栗及び吉岡（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、小菅（次の図面に示す部分に限る。）、木の根、小泉（次の図面に示す部分に限る。）、駒井野、三里塚、三里塚御料、三里塚光ヶ丘、新泉（次の図面に示す部分に限る。）、新駒井野、新田及び土室（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、天神峰、天浪、東峰、取香、十余三（次の図面に示す部分に限る。）、長田、成毛及び畑ヶ田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、東三里塚、古込、堀之内（次の図面に示す部分に限る。）、並びに本三里塚、本城、南三里塚及び吉倉（いずれも次の図面に示す部分に限る。） | |

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を国土交通省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。